

監修：東京大学大学院工学系研究科
工学博士 関沢 愛 教授

問われる 防火管理者の責任

— 職場の中での防火対策 —

平成15年6月消防法改正



●ビデオ・DVD ●時間：23分 ●価格：60,000円（税別）

URL:<http://www.kyohai.co.jp>



株式会社 教配
URL: <http://www.kyohai.co.jp>

〒190-0012
東京都立川市曙町2-36-2 ファーレ立川センタースクエア
TEL 042-518-9774 (代) FAX 042-518-9785

問われる 防火管理者の責任 ー職場の中での防火対策ー (23分)

監修：東京大学大学院工学系研究科
工学博士 関沢 愛 教授

- 防火対象物定期点検報告制度
 - 事前通告なしの立ち入り検査
 - 甲種防火管理再講習
- } 平成 15 年 6 月消防法改正

職場の火災が相次いでいます。職場での火災は、初期消火の遅れや避難誘導のミスなどによって、多くの人々が犠牲になる事が少なくありません。

2001年に起きた、新宿歌舞伎町でのビル火災。この火災をきっかけに消防法が大幅に改正されました。防火管理者の責任が一段と厳しく問われています。

今ここで、防火管理者のあり方、職場での防火対策を見直しましょう。



◆防火管理者の業務◆

防火計画書の作成。建物の構造や用途、規模に応じて火災の発生を防ぐ対策、発生時の対応を考え、消防計画を作成し、消防長・消防署長に提出します。店内の見回りも大切です。

万一の火災に備えて、消防用設備の点検も行います。消火設備・警報設備・避難設備など必要な消防用設備が壊れていないか、すぐに作動するかのチェックをします。



◆改正消防法と防火管理◆

2001年に起きた新宿歌舞伎町ビル火災をきっかけに消防法が大幅に改正されました。

まず、**防火対象物定期点検報告制度**の義務付けです。

一定の防火対象物について、点検資格者が毎年1回、防火管理上必要な業務について点検し、結果を消防機関に報告します。防火管理者は点検を受けた結果を消防署長に報告し、結果が良好と認められれば「防火基準点検済証」の表示を行うことができます。

次に、**事前通告なしの立ち入り検査**です。

消防職員がいつでも事前通告なしに立ち入り検査し、消防活動に支障がないように事業所へ措置を命じる事ができます。火災予防措置命令に違反した場合、最高1億円の罰金が課せられます。

そして、**甲種防火管理再講習**です。

収容人数が300人以上の甲種防火対象物の防火管理者には、5年ごとの再講習が義務付けられました。



◆消火訓練と避難訓練◆

「もしもの時」は頭が真っ白になってしまいます。通報・非常放送

・初期消火・避難誘導の訓練が重要です。

防火管理者は職場の命を守る要です。したがって防火管理者は自分の職場から絶対に火災を発生させないという強い信念をもち、防火管理に取り組む責任があるのです。

